

原告の持分割合は、四億二八〇三万四五六三分の五〇万となる。

これを、後述する原告退会時における被告の純資産額金四九億九一六八万一八四四円に乘すると、被告が原告に払い戻すべき額は、金五八三万〇二八四円と試算される。

② 登記上の資産の総額に基づく試算

商業登記簿上登記されている昭和四五年三月三十一日現在の被告の資産の総額は金二二七四万二六二九円である。これを、原告入会直前における被告の資産の額の近似値として採用し、前述の方法で原告の持分割合を算出すると、二二七四万二六二九分の五〇万となる。

一方、原告が退会した昭和六三年三月三十一日の時点における登記簿上の被告の資産の総額は金四億六九六九万一三四八円であるが、これには

原告の退職慰労金三八〇〇万円の支払債務が計上されていないので、同額を控除すれば金四億三一六九万一三四八円となり、これに原告の右持分割合を乗すると、払戻額は、金九四五万四〇四〇円と試算される。

③ 相続税財産評価に関する基本通達による医療法人の出資の評価に基づく試算

相続税財産評価に関する基本通達に基づき、類似業種比準方式によって昭和四五年三月期における被告の純資産額を評価すると、当時の出資総額金四〇六万三〇九四円の七・六倍、すなわち、金三〇八七万九五一四円となる。そして、この時点で原告は金五〇万円を出資したのであるから、原告の持分割合は、三一三七万九五一四分の五〇万となる。

昭和六三年三月三十一日も同様の基準で評価すると、出資総額四五六

万三〇九四円の一二二・七倍である金五億五九八九万一六三三円が被告の純資産額となり、これに原告の右持分割合を乗ずると、払戻額は、金八九〇万二二七六円と試算される。

④ 株式投資による試算

昭和四五年三月において、東京証券取引所の特定銘柄八銘柄に分散して金五〇万円を投資した場合、右の金五〇万円の投資は、昭和六三年三月において、株式自体の値上がり及び配当金を合計すれば、金六七七万五〇〇〇円に増加すると試算される。

公共性を有する医療事業への出資が、株式投資の場合の増加率を超えて増加するとは考えられないのであり、原告の請求がいかに同時期の日本の経済社会の実態とかけ離れたものであるかは言うをまたない。

⑤ 監査法人

による出資金払戻のための出資持分の試算

出資金の評価は、その評価目的によって、正当な結論を生み出す評価方式が探求されなければならない。中途脱退者の出資持分払戻にあたっては、事業の継続を前提としなくてはならず、更に本件では、医療事業の公共性も重視しなければならない。その他あらゆる要件を全て視野に入れ、被告の財務の実態に即して試算したのが監査法人による評価鑑定書である。

右評価鑑定書は、評価目的を、退会した会員への出資金払戻のための出資持分の算定と明示し、評価方法として、簿価純資産価額方式と収益還元方式の併用を採用して、評価時点昭和六三年三月三十一日における原告の出資持分を、金五八四万二三五〇円と試算している。

3 請求原因第4項の事實は認める。

4 同第5項のうち、原告退会時における原告を含めた被告会員の出資総額が金四五六万三〇九四円であるとの点は、右の出資総額の趣旨が、各会員が払い込んだ出資額の単純な合計をいうものであれば認める。

また、原告退会時において、被告の有する土地建物を時価で評価し、その余の積極財産及び負債を昭和六三年三月三十一日現在の貸借対照表によつた場合の被告の純資産額が金五一億一二八万八三一二円であるとの点は否認する。

右の貸借対照表に掲げられた造作設備金一億〇一七万一九八二円の中には、病室床替、排水設備、電気設備などの額八三二〇万六四六八円が含まれているところ、これは建物に付加された価値であつて建物の時価に含まれて

いるから、土地建物以外の固定資産の額は、これを控除した金七九〇九万六六〇七円としなければならない。更に、原告は、負債として右貸借対照表上の負債合計八億四九三万九三二〇円をとっているが、右以外に、被告は、原告との間における東京地方裁判所八王子支部昭和六二年(自)第 号事件につき成立した訴訟上の和解に基づき、昭和六三年三月三十一日、原告に対して退職金及び功労金として計三八〇〇万円の支払債務を負つたのであるから、これも負債として計算すべきである。

以上のとおり修正すると、被告の純資産額は、金四九億九一六八万一千四四円となる。

5 請求原因第6項のうち、原告が、昭和六三年三月三十一日、被告に対し、その定款第八条に基づく持分の払戻を請求したとの事實は否認し、その余は争

う。

6 同第7項は争う。

三 被告の主張に対する原告の反論

請求原因に対する認否及び被告の主張の第2項の(一)について、持分の払戻をするか否か、いかなる範囲で払戻をするかは、法人の自治に委ねられているとしても、それらの事項を定款に規定した場合に、その定款の解釈自体も法人の自治に委ねられるとはいえないのであって、被告の右主張には論理の飛躍がある。すなわち、法人の定款は、法人の債権者等の外部関係者にも利害関係がある事項や、法人の社員相互において利害が相反する事項をも規定しているのであるから、法人の定款の解釈も、法律行為の解釈の一として、公権力ある判断者としての裁判所に最終的な判断が委ねられており、それは、当該法人がその

定款をどのように解釈して来たのか、には全く関係がなく、裁判所がこれに拘束されるいわれがないことは言うまでもないことである。

また、医療法の医療法人制度の立法趣旨が被告の主張のとおりであるとしても、そのことから被告主張の解釈を導くことの必然性はないというべきである。医療法人における剰余金の配当禁止は、あくまでも医療法人の社員が社員としての地位を有する間は配当を受けられないことを規定したものに過ぎず、医療法が医療事業の永続性までも保障していないことも明らかである。被告が引用する被告定款第一一条は、基本財産の処分を全く禁止するものではなく、被告の総会の決議を経て東京都知事の承認が得られた場合には、その処分が許されているものであるから、特に被告の主張の根拠になるものではない。

更に、団体の事業の継続性を前提とすること、あるいは、構成員の脱退によ

る持分払戻によって他の権利義務関係、特に外部関係者を害することは認めらるべきでなく、解散・清算手続を濫脱することも許されないということから、何故、中途脱退の場合の持分払戻額が脱退者の払込済出資額そのものと解すべきこととなるのか、被告の主張の論理過程そのものが明らかでない。

そもそも、団体の構成員が中途脱退する場合の持分の払戻において、団体の事業の継続を前提として制度の運用がなされるべきことが当然の法理であるという被告の主張には何らの法律上の根拠もない。持分の払戻とは、団体の構成員が団体財産に対して有する分け前を金銭的に評価して返還することを意味するのであり、したがって、脱退時の団体財産の評価額に対する中途脱退者の持分の比率に応じて払戻がなされることは当然のことであって、払戻を受ける者の持分の比率が大きいために払戻額が多額になり、その団体の事業の継続が困難になるかあるいは不可能となってもやむを得ないことである。このことは、構成員の中途脱退を認める典型的な団体である合名会社、合資会社を考えれば明らかである。すなわち、合名会社、合資会社のいわゆる人的会社においては、社員相互の意思の不一致等により一部の社員が退社することによって、団体の事業の継続が不可能になる事態は常に起こり得るのであって、そのような事態が発生する可能性を払拭して、継続的な企業経営を可能にしたのが、社員の退社そのものを認めない株式会社制度なのである。そして、医療法人において、社員の退社による持分払戻を認めている場合に、退社する社員の持分の比率が大きいために払戻額が多額となり、医療法人が解散に至る場合も起こり得るのであって、社員の持分の払戻が認められているものである以上、これはやむを得ないことなのである。

更にまた、被告は、団体の事業の継続を前提とするが故に団体が解散に至るような持分の払戻は認められるべきではないとの立場から、団体の構成員の中途脱退における持分払戻は、その者の払込済出資額の返還を意味すると主張しているようであるが、そうであるならば、持分の払戻をしても団体が解散に至らない場合には、被告の立場においても、持分の払戻の請求者は、持分の払戻の本来の形である持分の比率に応じた団体財産に対する分け前の返還を請求できることになるのではなからうか。原告の持分の比率からみて、原告の持分払戻請求によって被告が解散に至ることがあり得ないことは明らかである。

四 原告の反論に対する被告の再反論

法律的規定に解釈はつきものであって、規定と解釈は一体のものである。しかも、私的自治の範囲内において、法人がある規定につき、いかなる解釈をなし運用をしてきたのかの事実は極めて重要な意味をもつ。一方、裁判所が法律上の紛争に関し、法規や法律行為につき判断の権限をもつことは当然であるが、その際、裁判所は、現実社会における法人の解釈運用を、十分に尊重しなければならぬのである。

また、法の解釈は、論理的必然性云々だけで片付くものではなく、法規の解釈は、諸規定の立法趣旨、他の規定や法規の全体との整合性等を総合的に価値判断してなされなければならない。これを本件についてみれば、退会会員に払込済出資額そのものを払い戻すとの解釈運用は、医療法人の資産要件の維持、基本財産の原則的処分禁止の順守等によく適合するが、これと異なり、出資払戻に、いわゆる純資産価額方式をとり、異常高騰の土地評価額を資産額中に算入するとすれば、医療法人の剰余金の配当禁止を実質的に潜脱することになり、

また、基本財産を処分せざるを得なくなり、医療事業の永続性を害する結果となるのである。

なお、被告は、事業の継続という概念と、払込済出資額そのものの払戻とを短絡的に結び付ける主張をするものではない。付言すれば、被告における定款の解釈は、中途退社員に対しては払込済出資額を払い戻すこととされているが、仮に他の法人において、中途退社員に対する払戻額につきこれと異なる規定・解釈がなされている場合にも、事業の継続という概念は、なおかつ出資払戻制度の前提となるべきものである。

更に、法的構造の異なる合名会社や株式会社を一概に団体と称してみても正当な結論が出るわけではない。重要なことは、株式会社において、株主は株式の引受価額を限度とする出資義務を負うにとどまり、会社債権者に対しては何ら

責任を負わず、それ故会社財産の確保が、会社債権者のためにも会社のためにも必要だということである。医療法人の出資者は、出資額を限度とする有限責任であるから、この点においては、株式会社株主と同じであり、したがって、この点からも医療法人の財産確保が強く要請されることとなるのである。

第三 証拠

本件訴訟記録中の書証目録及び証人等目録の記載を引用する。

理 由

- 一 請求原因第1項、第2項及び第4項の各事実は当事者間に争いがない。
- 二 請求原因第3項のうち、被告定款第8条に「退会した会員は、払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と定められている事実は当事者間に争いがない。